平成２３年（フ）第１１５号
宮城県柴田郡柴田町北船岡２丁目12番10―４号
債務者　池田　恵子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２１５号
山形県新庄市中道町15―４アッシュネクストA104、従前の住所福島市岡部字大下38番地の５ホワイトリーコーポB101
債務者　齋藤　　晃
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２４６号
福島県二本松市太田字海方作140番地
債務者　菅野キイ子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６４号
長野県下伊那郡高森町下市田501番地６
債務者　今井　賢司（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成24年１月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第２９３２号
愛知県津島市鹿伏兎町下春日台16番地13
債務者　青木　憲子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９７０号
名古屋市北区名城３丁目３番５―505号　市営城北荘
債務者　室谷　　修
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６８号
広島県三原市東町１丁目４番７号
債務者　瀬戸　啓介
1　決定年月日時　平成24年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
福岡県柳川市東蒲池684番地１
債務者　福湯　正信
1　決定年月日時　平成24年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
福岡県柳川市三橋町枝光344番地２
債務者　友添　大生
1　決定年月日時　平成24年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
福岡県柳川市東蒲池684番地１
債務者　福湯　隆仁
1　決定年月日時　平成24年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第５１５号
宮崎市大字恒久1223番地１　ディアス恒久A棟101号
債務者　三輪　典子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９１号
盛岡市北松園３丁目５番５号
債務者　川崎　　功
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４９７号
岩手県北上市上野町４丁目19番25号　アクア・リッチC棟202号、旧住所岩手県北上市立花24地割３番地17
債務者　姉帯　千春
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５０１号
盛岡市東仙北２丁目６番23号
債務者　山田　妙子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５０３号
盛岡市上田４丁目20番５―702号
債務者　及川　和男
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７８号
兵庫県洲本市炬口１丁目１番36号　アーバン浜路101号
債務者　織田千代子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第４４１号
千葉県我孫子市湖北台１丁目15番５号　201号
債務者　鈴木　　修
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部